

果からも明らかなように、食中毒事件に対する我が国の臨床医の意識は低い。食中毒事件もしくは食中毒に関する知識は、医師国家試験の中のほんの一部に過ぎず、実は医師自身の知識も一般人のそれに比べてあまり大差はない。細菌性食中毒事件の一部しか念頭になく、多くの医師は多く、主な細菌性食中毒の大まかな潜伏期間を答えられる医師は少ない。細菌性食中毒事件以外の知識は皆無に等しい。この点に関しては一度調査を行い実態を把握する必要があると考えられるが、いずれにしても食中毒事件や食中毒に関する知識を現場の臨床医に対して系統的な教育を行うことは、本研究のような目的を達成する場合に必要不可欠と思われる。

CDCはアメリカ医師会と連携して生涯教育の一環として、「Diagnosis and Management of Foodborne Illnesses -A Primer for Physicians」(Supplement to MMWR Recommendations and Reports; January 26, 2001/Vol.50/No. RR-2)を医師向けに発行した。この冊子には簡単なテスト問題もついており、アメリカ医師会の生涯教育の認定単位となっている。このテスト問題は郵送・ファックスでもインターネットでも回答可能である。正解がすでに書いてあるので実際は、このような冊子に対する感想や意見回収がメインであると思われる。このような冊子の発行は我が国でも医師会と協力して検討されるべきである。すでに産業医学分野では産業医学の生涯研修の機会が設定されている。あのような厳格なシステムでなくても学ぶ気のある医師が手軽に学べる場を提供するべきであると思われる。

4. 通報があった際の、同一原因による潜在例の把握方法に関して。

これは、想定外の異常事態の発生に配慮しながらも、とりあえず普通のアウトブレイク調査の調査手順に忠実に従うべきである。市民からの場合は、第一報は大抵電話で行われるだろうが、いずれの方法であっても、患者名、患者情報(Person:症状や属性、連絡先)、発症時刻(Time)、発症場所(Place)、喫食歴をまず聞き取る。これは最低限必要である。これに加えて、「周りに誰か同様の症状の人が発生しているか」というような「多発」を疑わせる情報を聞き取ることが必要である。多発がないからといってアウトブレイクではないということは早計だが、多発はアウトブレイクに関して重要な要素である。ただ多発がなくても保健所に通報があったということは、何か通報する側に食中毒事件であると思われる点があると思われるので、「なぜそう思ったのか」という理由も聞き取るべきである。原因調査において重要なヒントとなる場合がある。メディアから第一報が入ることが稀にあるが、この場合は5W・1Hがだいたい揃っているはずなので、それに準じる。

(1) 調査に乗り出したら、「本当にアウトブレイクかどうか」を臨床診断、病因物質、症例数の観点から確認する。

(2) . アウトブレイクの確認ができれば、次に「迅速な対応が必要か」、「疫学調査を行う余裕があるか」を判断する。

(3) 迅速な対応が必要な場合は、予防的治療、市民への情報提供、保健衛生活動をまず行ってから「疫学調査」に入る。

(4) 疫学調査は、「原因」と「病因物質」のどちらが不明かを確認し、双方とも不明、どちらかが判明、双方とも判明かによって対応(対策か調査かの重点)が異なっていく

ることを意識するべきである。引き続き患者が発生しているかどうか、メディアの圧力などによっても対策や調査は影響を受けざるを得ない。

(5) 続いて、疫学者、細菌学・ウイルス学者、中毒学者、環境衛生担当者、行政官、広報担当者、コーディネーターなどからなるアウトブレイク調査チームを立ち上げる。

(6) チームは、状況観察、方法の確保、症例の定義、症例の調査をおこなう。

(7) 記述疫学をおこない、Time、Place、Personの観点から仮説の創出をする。あるいは検証まで行える場合は直ちに対策に取り組む。

(8) 検証可能な仮説ができれば、「どのようなグループが症状を呈しているか?」、「どのような疾患を考えるか?」、「病因物質の出所は?」、「伝播様式は?」など、検証すべき、あるいは対策に結びつくべき点が仮説に盛り込まれているかを確認して、分析疫学に移行する。

(9) 分析疫学は、後ろ向きコホート調査か、症例対照調査か、どちらか実現可能な適当な方を選択する。

(10) 原因等に関する仮説が立証できなかった場合は仮説の創出あるいは症例の定義からやり直し、仮説が立証できた場合は必要な対策に移行する。

(11) 対策等が行われ、アウトブレイクの処理が済んだら、将来のアウトブレイク対策の観点から、あるいは学術的な観点からなど、様々な観点から、必ず報告書を作成する。報告書は、他の多くの自治体が参考にすることになるので、きちんと読みやすいように作成する。また余裕があれば、英文として海外に向けて報告書若しくは論文を作成し、批判

を仰ぎ今後のアウトブレイク調査の参考にする。

E. 結論

潜在する地域流行の疫学調査指針に関して検討を加えるために、本研究は、食中毒事件を保健所が把握する際の感度を上げるための方法を幾つか挙げてその長所と短所を検討した。また食中毒に関する通報があった際の、同一原因による潜在例の把握方法について検討を加え、以下のような結論を得た。

1. 食品衛生法等に基づく現行の届出制度に関する検討を行い、現行の届出制度のもとでどのように届出の感度が上がりうるかを資料に基づいて描写した。その上で、一般市民が本当に食中毒事件である場合に保健所に連絡を取るという観点から検討を行うことにした。これは現行制度のもとでも機能しているという点からも尊重することが望ましい。
2. 市民に対してどのような場合には保健所に連絡し、どのような場合には様子を見るかというような情報を伝える広報・パンフレット・ホームページの内容について検討を行った。現状の伝え方は、病因物質別の記載が多く、症状や状況の観点からの記載を重視した情報の伝え方を検討すべきことを強調した。
3. 現行の食品衛生法に定める医師による届出の感度を上げる方策に関して論じた
4. 通報があった際の、同一原因による潜在例の把握方法について検討をした。これについては、通常のアウトブレイク調査の手順に従うことを強調した。この場合でも、不測の事態に対しての配慮は十分に準備しておくべきと考える。

F. 健康危機情報

国際的には本年度は、重症急性呼吸器症候群（SARS）や、BSEの米国での発症報告、鳥インフルエンザの発生、など健康危機管理を要求するような出来事が非常に多発した。アウトブレイク時の対応には、アウトブレイク調査やアウトブレイク対策だけでなく、食品流通の危機管理、渡航や渡航情報の危機管理、安全情報の開示、危険情報の開示、問い合わせへの対応など、非常に多彩な側面をもっている。また、アウトブレイク対応ひとつで健康影響だけでなく、経済に大きな影響を与えることが明らかになってきた。これらの多彩な状況に対応可能なように、今後とも中央政府・地方自治体などのGO、学識経験者、NGO、民間企業、など多様な組織と連携を取り、多様な危機管理対応体制を構築するべきであるとする。また、それぞれの危機管理が妥当であったか否かの検証も必要であるとする。

G. 研究発表

1. 論文発表

1) 谷原真一、山部清子、大津忠弘、津田敏秀、中村好一、藤田委由：食中毒事件当たり患者数の年次推移に関する一考察。厚生指針 2003；50(6)：32-35.

2) 津田敏秀：市民のための疫学入門。－医学ニュースから環境裁判まで－。緑風出版、東京、2003年。

3) 津田敏秀：臨床判断、保健医療政策判断、日常判断の根拠としてのEBM。大阪保険医雑誌 2003；442：36-39.

4) 津田敏秀：食中毒事件としての水俣病事件。環境と公害2004；33：in press.

2. 学会発表

1) 落合裕隆、大津忠弘、香川治子、河下寿昭、津田敏秀、高尾総司、堤明純、中瀬克己、川上憲人：ウェルシュ菌による食中毒アウトブレイク事例についての疫学調査。第74回日本衛生学会総会（東京）、2004年3月。

2) 谷原真一、中村好一、津田敏秀、大津忠弘、藤田委由：臨床医の食中毒事件届出に対する意識に関する調査。第14回日本疫学会学術総会（山形）、2004年1月。

3) 谷原真一、藤田委由、津田敏秀、大津忠弘、岡田尚久、中村好一：食中毒事件届出の現状及び事件数の推計に関する調査。第62回日本公衆衛生学会総会（京都）、2003年10月。

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍：該当なし

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
谷原真一、山部清子、大津忠弘、津田敏秀、中村好一、藤田委由	食中毒事件あたり患者数の年次推移に関する一考察	厚生指標	50(6)	32-35	2003
尾関由姫恵、倉園貴至、斎藤章暢、岸本剛、山口正則	市販和風キムチに起因する腸管出血性大腸菌 O157:H7 Diffuse Outbreak 事例	感染症学雑誌	77(7)	493-498	2003
埼玉県衛生研究所・感染症疫学情報担当、食品媒介感染症担当、臨床微生物担当	ユッケによる diffuse outbreak の可能性が疑われた O157 事例：埼玉県	病原微生物検出情報	24(9)	214	2003

20030538

以降は雑誌/図書等に掲載された論文となりますので、
「研究成果の刊行に関する一覧表」をご参照ください。